

## 議案第87号

## 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

## 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

円	円
1,600	1,700
2,500	2,600
3,400	3,500
1,500	1,500
2,300	2,400
3,200	3,300
150	150
15	15
9	9
1,400	1,500
870	930
2,900	3,000
1,200	1,300
7,000	8,600
2,900	3,000
61	63
87	90

	130		130	
	170		180	
	260		270	
	350		360	
	610		630	
	870		900	
	1,700		1,800	
	3,500		3,600	
	2,900		3,000	
	Aに0.005を 乗じて得た額		Aに0.006を 乗じて得た額	
	Aに0.009を 乗じて得た額		Aに0.010を 乗じて得た額	
	Aに0.011を 乗じて得た額		Aに0.012を 乗じて得た額	
	3,500		4,300	
別表中	2,100	を	2,600	に改める。
	2,900		3,000	
	70		86	
	2,500		2,500	
	700		860	
	700		860	
	7,000		8,600	
	2,300		2,400	
	70		86	
	700		860	
	70		86	
	700		860	
	7,000		8,600	
	3,500		4,300	
	2,900		3,000	

Aに0.036を 乗じて得た額	Aに0.040を 乗じて得た額
700	860
290	300
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.036を 乗じて得た額	Aに0.040を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.036を 乗じて得た額	Aに0.040を 乗じて得た額
Aに0.036を 乗じて得た額	Aに0.040を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.036を 乗じて得た額	Aに0.040を 乗じて得た額

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 市長が指定する者が平成27年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額の合計額は、調整後の合計額とする。

- (1) 平成27年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額
  - (2) 平成28年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額の合計額
- 3 市長が指定する者以外の者が平成27年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第2条の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額は、調整後の額とする。
- (1) 平成27年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占用料の額
  - (2) 平成28年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額